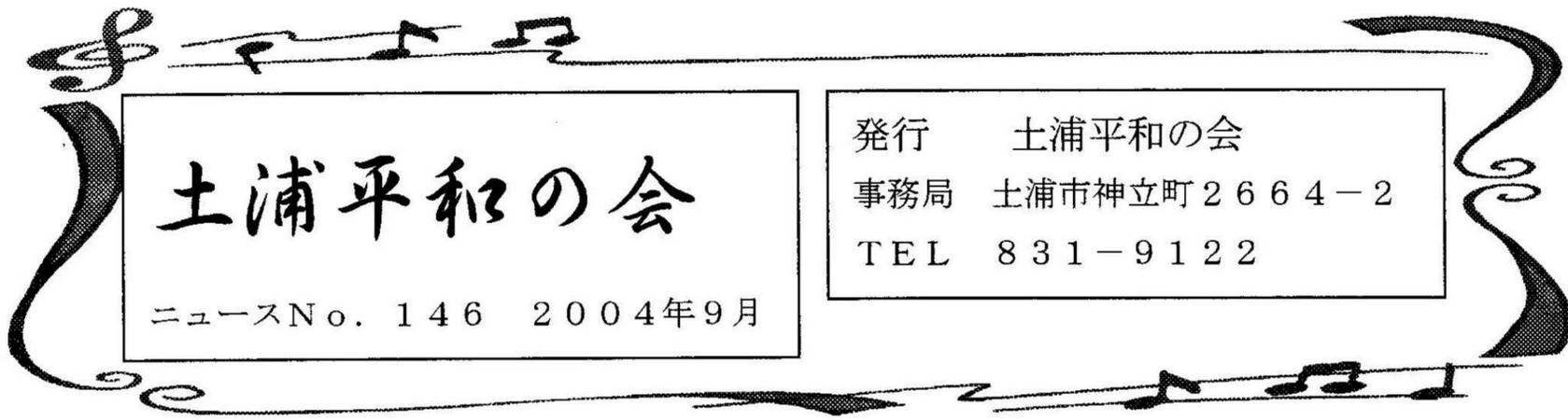


私たちの会費が日本平和委員会と茨城県平和委員会の活動を支えています



「教育基本法」改定ではなくその理念の実現を

土浦市の6月議会に「教育基本法改定」を進める陳情書が出され、継続審議になったため、9月議会において再度審議にかけられるであろうということから、栗栖恵子さんのグループは署名運動を展開し、新婦人支部、革新懇、平和の会もそれぞれ陳情をおこないました。地方交付税が削減され、教育費の補助金が削られる中で、教育の環境整備がおろそかになっている現状の改善こそ求められているところです。陳情内容は2ページ（裏面）のとおりです。

6月議会では、議場に日の丸を掲示することが決められ、市民の間に憤慨の声があがっています。議員に対してアンケートを実施し、議場での討議もなしに決定するという異常なやりかたで決められました。このような反動的な動きが「改憲」の動きと連動して出てきていることを見逃すことはできません。

特別寄稿 “日の丸”が何故地方議会議場に？

土浦の市議会議場に 反対意見を押し切って日の丸旗が掲示された。県南の自治体でもほとんど掲示されたのは異常な現象と思われる。日の丸が国旗として法制化されたとき、侵略戦争のシンボルとしての歴史的経緯から疑問視する声があがっていたことから、“強制はしない”とされていたはず。しかし、市議会の議場に掲示されることになれば、市民が否応なしにこれを強制されることになる。

- ① 憲法19条は「思想および良心の自由はこれを侵してはならない」と、内心の自由が保障されているのに、反対の市民・議員に強制し自由を奪うことになる。
- ② 日の丸、君が代の問題は、単に教育現場の問題だけでなく、一般市民にまで及び、多数の力で自由を侵す方向に来ている。戦前の治安維持法のように、思想信条の自由を侵す方向に向かう危険性を持っている。
- ③ 有事法制下では、自治体と公共機関の動員が必要になり、特に基地のある土浦では武器補給処からの武器の移動を容易にできるようにする必要がある

憲法改悪の動きの中で9条の対外的軍事行動と19条の自由の抑制が深く結びついていることを重視することが必要である。地方議会の日の丸はその一環として繰り広げられていることに注目しなければならない。 天川 渡辺 吉次